

令和二年十二月一日受領
答弁第一八号

内閣衆質二〇三第一八号

令和二年十二月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員小態慎司君提出地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員小熊慎司君提出地下水採取に対する課税の公平性・中立性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公平の原則及び中立の原則」については、地方税を含む租税の原則であると承知している。

二について

御指摘の「合理的な理由」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

三及び五について

お尋ねについては、御指摘の「新税」の詳細を承知していないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、政府税制調査会が平成十二年七月に取りまとめた「わが国税制の現状と課題―二十世紀に向けた国民の参加と選択―」において「税制は・・・社会の活力や経済の発展の妨げとならず、個人や企業の自由な経済活動にできるだけ影響を与えないものであることが望まれます」とされていると承知している。